

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

道企業管理規程

○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程……………	1
○北海道企業局処務規程の一部を改正する規程……………	1
○北海道企業局職員旅費規程の一部を改正する規程……………	1
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程……………	1
○北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程……………	2

道企業局告示

○特地出先機関及びその級の別指定……………	2
-----------------------	---

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業管理規程第1号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「電気係」を「電気第一係、電気第二係」に改め、同条第5項中「及び事業係」を「、事業係及び主査（企画）」に改める。

第4条の2を削り、第4条の3を第4条の2とする。

第7条を削り、第7条の2を第7条とし、第7条の3を第7条の2とし、第7条の4を第7条の3とする。

第8条第1項の表発電事業所の部を削り、同条第2項の表課の部主任技師の項及び発電事業所の部を削り、同条第3項第2号の表技能員の項及び公務補の項を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

北海道企業管理規程第2号

北海道企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

北海道企業局処務規程の一部を改正する規程

北海道企業局処務規程（昭和52年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「200万円未満の工事及び製造の請負並びに160万円未満の財産の買入れ」を「200万円未満の工事及び製造の請負、160万円以下の財産の買入れ並びに80万円以下の物件の借入れ」に、同項第6号中「80万円未満」を「100万円以下」に改め、同条第2項を削る。

第14条第1項中「又は発電事業所長」を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

北海道企業管理規程第3号

北海道企業局職員旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

北海道企業局職員旅費規程の一部を改正する規程

北海道企業局職員旅費規程（昭和39年北海道企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道企業職員等旅費規程

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この規程は、北海道企業局に勤務する企業職員及び企業職員以外の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

北海道企業管理規程第4号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、）」を「6,500円（」に、「ない場合にあっては）」を「ない場合にあっては、」に改める。

第9条第5項中「扶養親族である配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「配偶者のない職員となった」に改める。

第9条の3第1項第2号を次のように改める。

(2) 条例第5条の3第2号に掲げる職員 2,500円を超えない範囲内で、道職員の住居手当の支給の例により管理者が定める額

第10条第6項を次のように改める。

6 条例第6条第2号の自動車等は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

第29条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる給与の支給については、当該各号に定める条例の例による。

(1) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等 北海道職員等の育児休業等に関する条例

(2) 特定任期付職員、第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員 任期付職員条例附則に次の3項を加える。

20 給料月額、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第3条から第5条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の92.5（管理職員及び管理職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が別に定める職員にあっては、100分の91）を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条までの規定により定められる額とする。

21 管理職手当の月額、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

22 平成20年6月から平成23年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、第24条第7項（第24条の4第5項において準用する場合を含む。）中「得た額（）」とあるのは、「得た額に3分の2を乗じて得た額（）」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	

	114		306,300							
	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,900							
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600 534,200

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道企業管理規程第5号

北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程

北海道企業職員退職手当規程（昭和42年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「要しなかった期間」の次に「及び地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間（当該自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の管理者が定める要件に該当する場合を除く。）」を加え、「及び」を「とし、」に改め、「3分の1に相当する月数」の次に「とする。」を加える。

第14条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第2項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあっては、6月以上）」に改め、同条第9項第2号及び第3号中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第8項中「附則第16項」を「附則第20項」に改める。

附則第9項中「平成20年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「当該年数が100分の3」を「当該年数が10年を超える場合は、10年）1年につき100分の3」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第7号

平成19年北海道企業局告示第5号（特地出先機関及びその級別指定）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

表を次のように改める。

所 在 地	出 先 機 関 名	級 別 区 分
深川市鷹泊	鷹泊発電管理事務所	2